

# 第1編 総論

## 1 広域避難計画の策定経緯

宝永4年11月23日～12月9日(1707年)

宝永の噴火(以後300年以上噴火活動は見られない)

平成12年10月～平成13年5月

低周波地震が多発するなど改めて活火山であることが再認識された。

平成13年

富士山火山防災協議会(関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等)が設置され、富士山ハザードマップ検討委員会による専門的見地からの検討により、平成16年には富士山ハザードマップ検討委員会報告書がまとまった。その後、富士山火山広域防災対策検討会(学識者、関係都県、関係省庁が参加、事務局は内閣府等)で、より具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

平成18年2月

国は、「富士山火山広域防災対策基本方針」を中央防災会議において決定した。

平成23年12月

国は、防災基本計画において火山防災協議会の位置付けを明確化した。

平成24年6月8日

富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、国(内閣府(防災担当)、国土交通省、気象庁)、火山専門家、三県(山梨県、静岡県、神奈川県)及び周辺市町村など58機関(平成25年度:67機関)が参加し、富士山火山防災対策協議会(以下、「協議会」という。)を設立。協議会では、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を行う必要があることから、「富士山火山広域避難計画」の策定に向けた作業を進め、関係機関との協議を経て同計画を取りまとめた。

(平成25年6月 富士山が、世界文化遺産に登録される。)

平成27年7月8日

活動火山対策特別措置法改正(平成27年12月10日施行)

平成28年2月

裾野市防災会議は、協議会が作成した計画に基づき市民に対する避難時期、避難手段、避難先を具体化して「裾野市地域防災計画」第1編 第5章富士山火山防災計画を大幅に改正した。

平成28年3月24日

富士山火山防災協議会が法定協議会となる。

平成29年3月

裾野市富士山火山広域避難計画を策定した。

## 平成30年

平成16年に富士山ハザードマップが作成された後、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量に関し被害想定を見直す必要性が高まり、富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)は、新たなハザードマップを作成することを決定

## 令和3年3月30日

約3年をかけて見直しを行い、新たな富士山火山ハザードマップを公表した。新たなハザードマップでは、富士吉田市及び富士宮市の市街地の近傍に想定火口が設定されたことにより、溶岩流が最も早く市街地に到達する予想時間が極めて短くなったほか、被害想定区域が拡大したため、結果として神奈川県を含む7市5町が新たに火山災害警戒地域に加わることとなった。協議会は、新たな被害想定に対応するため、富士山火山広域避難計画を改定することとし、令和3年度に富士山火山広域避難計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し「安全に避難できる可能性を最大化」を基本指針として改定作業を開始した。

## 令和5年3月29日

協議会(検討委員会)は、富士山火山避難基本計画(以下「避難基本計画」という。)を公表した。

## 令和5年7月20日

静岡県は、避難基本計画を基本とし、静岡県 地域防災計画「火山対策編」を修正した。

## 令和6年3月

裾野市は、裾野市地域防災計画の別冊2として「富士山火山避難基本計画(以下、「市避難基本計画」という。)を策定した。

## 2 計画の改定及び避難基本計画の位置付け

新たな避難基本計画における避難対策の検討にあたっては、火山現象の特性に応じた避難対策や避難先を隣接地域とし不確実性の高い火山災害においても可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮することとし、「『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮」を基本的な考え方として基本となる避難方針をまとめられたものである。また、火山災害警戒区域内(3県27市町村)で画一的な対応は困難なため、基本的な指針(指針的な位置づけ)を示し、各自治体はこれを基に計画を策定するよう定められた。

これにより、裾野市は、地形・地理等裾野市の地域の特性を踏まえた市避難基本計画を策定した。

### 3 本計画の想定等

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていないが、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。そして、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続(複合)災害は当面对象としていない。しかし、噴火現象、特に、大規模噴火等により溶岩流が裾野市の市街地へ流下してくる状況において、市外(広域)への避難ができない場合が想定されるため、市として独自に緊急時対応計画(エマージェンシープラン)の骨子を定め、避難場所確保等の基盤整備を継続的に進める。計画は、住民のみならず登山者や観光客も含め、本計画を富士山における火山防災対策の基礎とし、新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることにより、地域の安全・安心の向上に努めていく。

なお、小さな噴石や火山灰への対応、あるいは溶岩流の流下想定外地域等におけるライフライン途絶による孤立化等への処置・対策等は多くの課題が残っていることから、引き続き検討を進めるとともに、今後訓練等を通じて、本計画をより実効性の高いものとするため、継続的に検討を進めていく。

### 4 協議会の構成及び果たす役割

協議会は、富士山噴火時の総合的な避難対策等の検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設立した。協議会の中には、各県コアグループ、三県コアグループ及び各県コア合同幹事会を設置している(図1)。

各県コアグループでは各県で検討すべき事項について、構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が、各グループの検討結果を集約、調整を行う。

富士山の火山活動が活発化した場合には、住民等の避難が広域に及ぶことから、構成機関が単独で対応するのは困難である。また、構成機関が連携することなく個別に対応した場合、混乱を生ずるおそれがある。このため、協議会は、広域的な防災対策の実施に当たり、構成機関が連携し情報共有を図りつつ、火山専門家等の意見を踏まえて、広域避難などの防災対応について合意形成や調整を行うなど、広域的な火山防災対策を講じていく役割を担っている。



図1 富士山火山防災対策協議会の構成等